

14 案内標示板

▶ 整備基準抜粋

案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、第1の17の項に定める構造とすること。

▶ 目標となる基準抜粋

案内標示板を設ける場合においては、当該案内標示板は、第1の18の項に定める構造とすること。

▶ 解説

建築物の案内標示板の項参照

15 乗降場

▶ 整備基準抜粋

乗降場を設ける場合においては、次に定める構造とすること。

ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。

イ 縁端部には、視覚障害者誘導用ブロック、ホームドア、柵その他の視覚障害者の転落又は進入を防ぐための設備を敷設すること。

ウ 両端部には、点状ブロック等を敷設し、かつ、転落を防止するための柵を設けること。ただし、当該端部に階段が設置されている場合その他旅客が転落又は進入するおそれのない場合においては、この限りでない。

▶ 目標となる基準抜粋

同上

▶ 解説

誰もが円滑に乗降できるようプラットホーム等を整備することを求めている。

▶ 配慮事項

ア 床面

- ・ 乗降場は、傘の持ち込み等により濡れる可能性が大きいので、水分が付着した状態でも滑りにくい仕上げ、材料を選択すること。

イ 転落防止設備

- ・ 鉄道施設において、視覚障害者の転落を防止するための設備として一般に推奨される順位

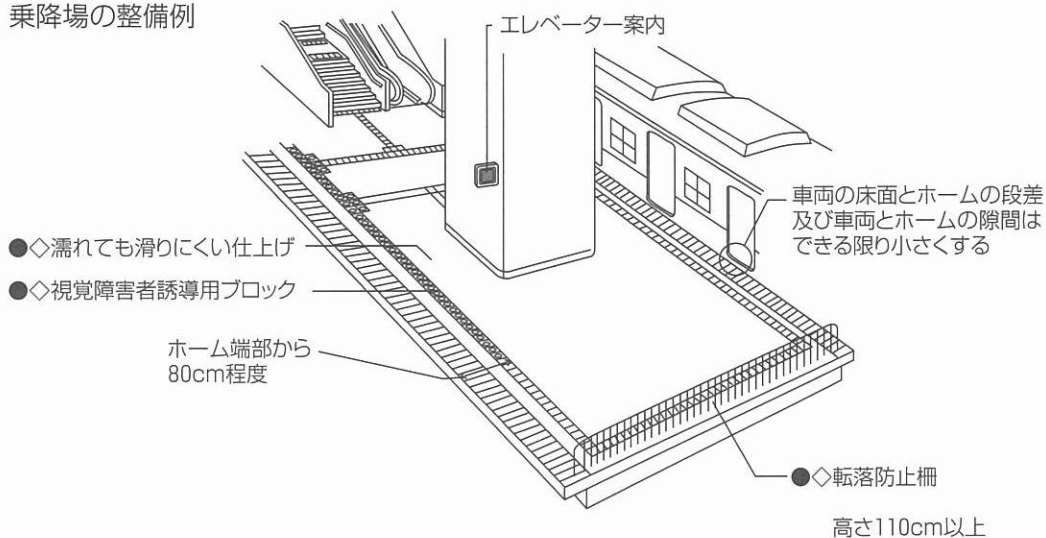
- 1 ホームドア
- 2 可動式ホーム柵
- 3 視覚障害者誘導用ブロック
- 4 その他の視覚障害者の転落を防止するための設備

- ・ その他の視覚障害者の転落を防止するための設備として、非常停止ボタン、スレッドライン、転落検知マット等が考えられる。

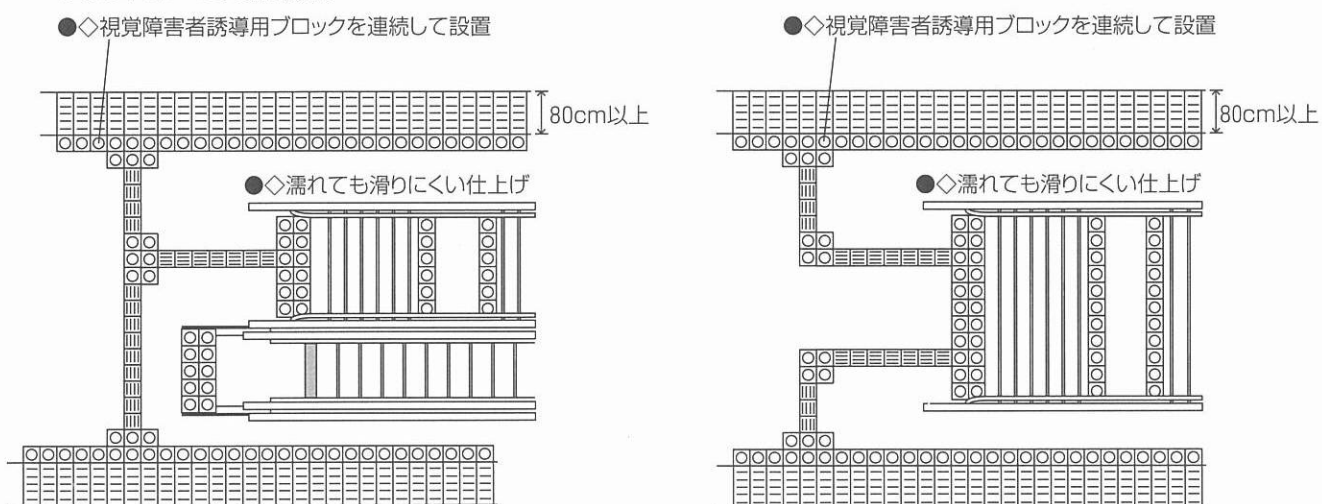
- ・ 車両とプラットホームとの隙間は、できるだけ狭く、かつ、段差のないようにする。

乗降場の整備例

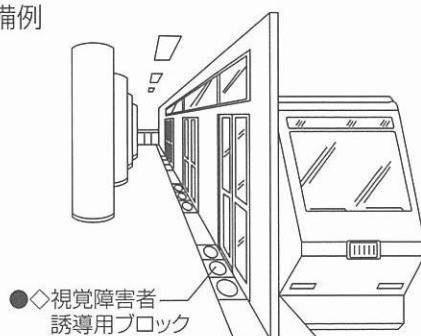
乗降場の整備例



プラットホームの整備例



ホームドア整備例



凡例 ●印：整備基準に定めるもの
◇印：目標となる基準に定めるもの
無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項